

令和2年中の消防概況

問 守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係

TEL 06-6906-1123

守口市門真市消防組合では、守口消防署管内の令和2年消防概況(1月~12月)をまとめました。

火災概況(守口署管内)

区分	令和2年	令和元年	増・減
火災件数			
建物火災	19	25	△6
車両火災	2	3	△1
その他火災	3	2	▲1
合計	24	30	△6
焼損床面積(m ²)	639	2,556	△1,917
焼損表面積(m ²)	15	188	△173
焼損棟数(棟)	23	59	△36
損害額(千円)	8,513	215,012	△206,499
り災世帯	21	69	△48
り災人員	43	151	△108
死者数	-	6	△6
負傷者数	6	7	△1
火災原因ワースト3	1 たばこ・・・5件 2 こんろ、電気機器・・・3件 3 ストープ・・・2件		

※令和2年については、調査中の項目があります。

救急概況(守口署管内)

種別	出場件数		搬送人員	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
火災	17	23	7	6
自然災害	1	1	1	1
水難	5	3	-	-
交通	635	681	595	616
労働災害	63	82	63	81
運動競技	27	49	26	49
一般負傷	1,312	1,420	1,186	1,266
加害	56	45	51	34
自損行為	75	65	54	46
急病	5,839	6,500	5,224	5,885
その他				
転院搬送	422	462	418	462
医師搬送	-	-	-	-
資機材搬送	-	-	-	-
その他	128	146	5	12
合計	8,580	9,477	7,630	8,458

もりぐち暮らしの便利帳の配布について

問 広報広聴課

TEL 06-6992-1353

「もりぐち暮らしの便利帳」を発行します。

本冊子は官民協働事業で作成され、行政情報に加え地域情報を掲載し、市民の皆さんの利便性向上を図ることを目的に市内全戸に配布しています。

市内全世帯へ随時配布を行います。3月31日(水)を過ぎても届かない場合は広聴広報課へご連絡ください。



新推進本部を設置しました 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に向けて

市は、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種事務を迅速かつ円滑に行えるよう、市長を本部長とする「守口市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進本部」を設置しました。

また同時に、接種体制・会場の確保、医療機関・団体との調整、市民の皆さんへの情報提供などを担当する臨時組織「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、全庁を挙げて接種体制確立に取り組んでまいります。

今後、国からのワクチン承認と供給・配送スケジュールなどの提示があり次第、市として市民の皆さんへ、接種クーポン券の配布をはじめとする具体的な接種の流れや、時期・会場などを順次お知らせします。

なお、市民の皆さんからの問い合わせに対応するため、「守口市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター」を設置予定です。ワクチン接種に関する問い合わせは、コールセンターの設置後をお願いします。

Q1 接種の対象は？

- A1** 現時点では、次のような順でワクチンを受けていただく見込みです。具体的なスケジュールについては、今後順次お知らせします。
- (1) 医療従事者など
 - (2) 高齢者(昭和32年4月1日以前に生まれた人)
 - (3) 高齢者以外で基礎疾患を有する人、高齢者施設などに従事している人
 - (4) それ以外の人

Q2 接種の回数や費用は？

- A2** 現在国で確保を見込んでいるワクチンについては、2回接種となる見込みです。
また、全額公費で接種を行うため、**無料で受けられます。**



⚠️ 新型コロナワクチンの接種にあたり、**電話で費用を請求されることはありません。**
既にこのような詐欺被害が発生していますので、十分注意してください。

介 普通徴収の人のみ変更となります 護保険料仮算定の廃止

問 くすのき広域連合

TEL 06-6995-1516

問 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06-6992-2180

普通徴収の人は、これまで前年の所得情報などが確定するまでの間、暫定的に前々年の所得情報などをもとに仮算定した4月から6月までの介護保険料を徴収していましたが、令和3年度より仮算定を廃止します。

したがって、介護保険料の支払いは7月から翌年3月までの9回払いとなります。保険料決定通知書などは7月に送付します。ただし、年金からの天引きとなる特別徴収の人においては、例年通り4月から2カ月に1回自動的に保険料が天引きされます。

これまでの納付回数(12回)

前々年の所得情報などに基づく保険料(仮算定)	4月分
	5月分
	6月分
	7月分
	8月分
	9月分
	10月分
	11月分
	12月分
	1月分
	2月分
	3月分

令和3年度からの納付回数(9回)

前年の所得情報などに基づく保険料(本算定)	4月分	納付なし(廃止)
	5月分	
	6月分	
		7月分
		8月分
		9月分
		10月分
		11月分
		12月分
	1月分	
	2月分	
	3月分	



※納付回数を12回から9回へ変更することで、1回あたりの納付金額は上がりますが、仮算定を廃止することが原因で年間保険料額が上がることはありません。